

## 北海道立市民活動促進センター必須項目審査表

|     |  |       |  |
|-----|--|-------|--|
| 申請者 |  | 審査員氏名 |  |
|-----|--|-------|--|

| 選定基準  | 必須審査項目   | 主な審査資料   | 適否 |
|---|--|--|----|
| ① 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。      | <b>【平等利用の確保】</b><br>a) 利用条件が、住民の利用を不当に拒否し、又は制限するものでないこと。   | 業務計画書  |    |
| ② 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。   | <b>【法令等の遵守】</b><br>a) 関係法令及び設置条例等の趣旨及び規定に違反していないこと。<br>-----<br><b>【要求水準の充足】</b><br>b) 業務の細目毎に要求水準を満たしていることが確認できること。<br>-----<br>c) 利用者数等の見込みが、管理の目標に定める水準を満たしていること。   | 業務計画書  |    |
| ③ 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。  | <b>【維持管理業務実施体制の確立】</b><br>a) 要求水準等に定める管理に必要な体制等を充たしていること。<br>-----<br><b>【資産及び財務の状況】</b><br>b) 過去1年間に著しい資産の減少又は収支の悪化が認められないこと。<br>-----<br>c) 道税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと及び社会保険等の届出義務を履行していること。<br>-----<br><b>【法令遵守能力等】</b><br>d) 団体の目的等が、公序良俗に反しないものであること。<br>-----<br>e) 役員等（法人でない団体にあつては、代表者）に禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていないものがないこと。<br>-----<br>f) 団体又は役員等が「暴力団による不平等な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの、又は同法第2条第6号の暴力団員に該当しないこと。 | 業務計画書<br>-----<br>財務関係資料<br>-----<br>納税証明書<br>社会保険等届出義務履行証明書類<br>定款・寄付行為、誓約書等<br>-----<br>誓約書等<br>-----<br>役員名簿、誓約書等 |    |
| ④ 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。   | <b>【収支計画の妥当性】</b><br>a) 事業計画と収支計画が整合していること。<br>-----<br>b) 各種発生費用が市場価格と極端に乖離していないこと。<br>-----<br>c) 年度ごとの極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと。  | 業務計画書、<br>収支計画書  |    |
| ⑤ 前各号に掲げるもののほか、市民活動の促進に関する取組を効果的に実施するため、市民活動を総合的に推進するための拠点としての機能を整備・充実させるものであること。 | a) 道民生活の安定と向上に向け、地域社会のニーズに対応した事業を推進する取組が提案されていること。<br>-----<br>b) 地域住民や活動団体が活動交流や情報の交換を行うなど、道民誰もが自由に市民活動に参加できる環境を整備する取組が提案されていること。<br>-----<br>c) 市民活動を総合的に推進し、かつ、活発化するための有効な取組が提案されていること。<br>-----<br>d) 中間支援組織等の人材育成・支援やネットワークの形成等に係る有効な取組が提案されていること。  | 業務計画書、<br>収支計画書  |    |

